

2026年度 利用者情報WG ヒアリングシート（更問）

事業者名：Meta Platforms, Inc.

ご回答にあたっての留意事項

各事業者における考え方や対応状況を比較・整理するため、回答内容の明確性及び具体性を重視しています。設問の趣旨を踏まえ、結論が分かる形で簡潔に記載いただくとともに、必要に応じてその理由や判断根拠も併せてご記載ください。

●回答方法等について

- ・回答は、MSゴシック、11ポイントで記載してください。
- ・回答は、設問に対する結論及び概要が分かる形で記載してください。
- ・各設問への回答は、原則としてA4用紙1ページ以内（Word換算）を目安として記載してください。
- ・やむを得ず1ページを超える場合は、冒頭に回答の概要（要点）を記載した上で、詳細を記載してください。
- ・プライバシーポリシー等のURLのみを記載する回答や、URL先の記載内容をそのまま転載するのみの回答はお控えください。
- ・回答に当たりプライバシーポリシー等の関連箇所を示す場合は、掲載箇所の抜粋版を記載し、当該設問への回答の根拠となる部分に下線を付してください。
- ・回答に関連する参考資料がある場合は、回答欄とは別に設けた「参考URL」欄に記載してください。

●留意事項

- ・回答内容は、比較及び公表を予定しているため、第三者が読んでも理解できるよう、簡潔かつ具体的に記載してください。なお、ご提出いただいた回答は総務省ホームページにおいて参考資料として公表することを予定しているため、公表に支障がある情報を含む場合には、当該箇所をマスキング等した公表用の回答（PDF）を併せてご提出ください。

設問	設問1-1 利用者情報の取扱取得の場面、取得情報、利用目的 設問1-2-1 取得情報の加工、分析、利用状況 設問1-5 非ログイン時に取得した情報のアカウント情報への紐付けの有無、プライバシーポリシー等での記載状況 設問2-1 利用者情報の取扱いに係るプライバシーポリシーでの記載箇所
更問	アカウント非保有だった利用者がアカウント登録を行った場合、当該利用者についてこれまで端末固有IDやCookie ID等を通じて収集されていた情報は、アカウント登録時に紐付けされるのか。その場合、プライバシーポリシーでその旨を記載しているか。
回答	(略) Metaのプライバシーポリシーには、この点に関する専用のセクション「<u>アカウントはないものの、Meta製品を利用または操作した場合にMetaが収集および受信する情報</u>」が設けられています。
参考URL	https://mbasic.facebook.com/privacy/policy/printable/version/26776488768644674/?entry_point=POLICY_SECTION%3A1-WhatInformationDoWe#annotation-4

設問	設問1-2-2 青少年等脆弱な個人の利用者情報の取扱いに係る配慮
更問	青少年以外の属性情報を抽出する際の難しさや課題、配慮している点等はあるか。
回答	未成年者以外の層については、主な困難はデータの最小化と比例性に関わるものです。すなわち、未成年者以外の脆弱な利用者を確実に特定するためには、追加的な機微な属性情報を収集又は推測する必要が生じますが、これは比例性を欠き、プライバシーを侵害するものと考えられ得ます。そのようなデータが存在しないことにより、ある利用者を「脆弱な個人」（例えば、高齢の利用者や認知機能に困難を有する利用者）であると確実に判断することは困難です。 したがってMetaは、成人の利用者を脆弱性に基づいて分類することを試みるのではなく、すべての利用者に対して一貫した基本的な保護措置、透明性及び利用者によるコントロールを提供し、その上で、年齢に関する信頼できるシグナルが存在する場合には、未成年者に対して年齢に応じた追加的な保護措置を重ねて適用しています。
参考URL	

設問	設問1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	アカウント非保有者について、端末情報その他の識別子を用いて、当該利用者のデータを蓄積しているか、或いは、プロファイルしているか。その旨をプライバシーポリシー等で説明しているか。
回答	（略） 情報の蓄積について：Metaは、アカウントを保有していない方についても、一定の情報を収集し、保存しています。 この点は、プライバシーポリシーに記載しています。 Metaは、アカウントを保有せずにFacebookにアクセスする方のブラウザに対してCookie識別子を設定しています。その目的は、サービスのセキュリティ及び完全性の確保であり、例えばスクレイピングの防止が含まれます。Cookieポリシーに記載のとおり、Cookieは「<u>Meta製品の提供、保護および改善に役立てられ</u>」ます。これらの情報は、サービスの保護及び改善のため、また集計された形で利用状況を把握するために使用されるものであります。
参考URL	

設問	設問1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	アカウントを持たないユーザーに対してオーディエンスデータを通じて広告表示がされる際、各社のサービスを直接的に利用していない利用者は、各社のプライバシーポリシーに触れる機会はない。アカウントを持たないユーザーがこのような仕組みを容易に知りうる手段はあるのか。何らかの措置を講じているか。
回答	Metaは、本設問が、アカウントを保有していない方がMeta及び第三者のプライバシーポリシーにアクセスできるかどうかを尋ねるものであり、特定の第三者がAudience Networkに関連してMetaのプライバシーポリシーを表示又はリンクしているかどうかを尋ねるものではないと理解しております。 （略） さらに、Metaのプライバシーポリシーは、アカウントを保有していない方もアクセスできる公開された文書です。これは通常、他の企業についても同様です。具体的には、Metaのプライバシーポリシー及びこれとは別のCookieポリシーは、いずれもログインすることなく一般に公開されており、アカウントを保有せずにMeta製品とやり取りする方を対象とした専用のセクションも含まれています。
参考URL	

設問	設問2-3 プライバシーポリシー等に関する利用者の理解度等の把握情報及び理解の向上に資する取組状況 設問2-4 利用者情報の取扱いを分かりやすくするための考え方、工夫や対処
更問	アンケート調査後に改訂したプライバシーポリシーへの利用者反応は以前とどのように変化したか。 （趣旨確認）
回答	Metaは、本設問が、Metaのプライバシーポリシーに対する反応を特定の改定の前後で検証し、その差異が当該改定によって生じたものであると確実に測定できるように設計された比較調査の結果を求めるものと理解しております。 （略）
参考 URL	

設問	設問2-5-1 オプトアウト手段の設置状況、設問2-5-2 オプトアウト設定に関する利用者に対する支援 設問2-5-3 アカунツ登録時のオプトアウト手段の表示、設問2-6-1 オプトアウトした場合のサービス利用可否 設問2-6-2 広告への利用をオプトアウトした場合の利用者情報の取扱い 設問2-7 オプトアウトに関して利用者が認知しやすくするための工夫
更問	アカウント登録時に、登録後であっても利用者情報の収集・利用についてオプトアウト可能であることを、プライバシーポリシーでの説明以外で分かりやすく利用者へ通知・説明しているか。
回答	アカウント作成の時点において、FacebookおよびInstagramは、利用者にMetaの利用規約、プライバシーポリシーおよびCookieポリシーを提示しています。Cookieポリシーはプライバシーポリシーとは別個の文書であり、<u>「利用者情報を管理する方法」</u>という専用のセクションを設けています。同セクションでは、Meta自身の広告に関するコントロール、ならびにブラウザおよび業界団体が提供するオプトアウトの仕組みを含め、Cookieを通じた情報の収集および利用を管理するために利用者が用いることのできる手段について説明しています。 アカウント作成の直後、日本の利用者は、ポリシー文書を通じてではなく、目的に応じた専用の画面において選択肢の提示を受けます。2025年度モニタリング要請の設問2-8-1に対するMetaの回答に記載のとおり、利用者は、Cookieの使用、および広告を表示するために第三者から受領した情報を使用することについて、同意するか否かを確認されます。これらの確認は、平易な言葉で、かつ文脈に沿った形で提示されます。 利用者情報の取扱いおよび利用について利用者にどのように説明しているかという点に関して、Metaはプライバシーポリシーのみに依拠しているわけではありません。Metaは、製品および機能の提供開始に先立って実施される専用のプライバシーレビュープロセスに基づき、プライバシーに関する事項が利用者にとって関連性を有する時点において、製品内通知および文脈に応じた教育的情報を追加的に提供しています。プライバシーセンターおよびヘルプセンター（いずれも日本語で提供されています）では、Metaのプライバシーに関する取扱いおよび利用可能なコントロールの行使方法について説明しています。なお、個人情報の取扱いを含むプライバシーに関する利用者からのお問い合わせに対応する専門チームも配置されていることを申し添えます。
参考URL	

設問	設問2-8-1 データポータビリティに関する取組（方法、対象範囲） 設問2-8-2 利用者から収集した情報をもとに行うプロファイリング等により生成したデータのポータビリティに関する取組
更問	収集情報からの生成情報を持ち出し可能としていないのは何故か。
回答	設問2-8-2に対するMetaの回答は、Export Your Informationツールの一般的な説明を参照したものでした。もっとも、Metaは、本設問が生成情報について尋ねているものと理解しております。 収集した情報から生成された情報についても、相当程度の範囲において、ポータビリティを通じて利用者が取得可能となっています。以下では、Metaが当該情報をどのように分類しているか、ポータビリティを通じて取得可能な範囲、及び制約が及ぶ範囲とその理由についてご説明します。 Metaにおける利用者情報の分類 以下の3つのカテゴリーを区別することが有益です。 1. 利用者から提供された情報 - 例えば、プロフィールの詳細情報や利用者が作成するコンテンツ。 2. 利用者のアクティビティから観測される情報 - 例えば、コンテンツとのインタラクション、及びMetaのビジネスツールを使用するサードパーティのウェブサイト・アプリ上でのアクティビティ。 3. 上記1及び2からMetaが生成する情報 - 例えば、推測された興味・関心のトピックや、アクティビティから導かれるその他の推察。 総務省の今回の設問は、上記第3のカテゴリーに関するものと理解しております。 利用者が取得可能な生成情報 Export Your Informationツールは、上記第3のカテゴリーに属する情報について、以下を含む幅広い範囲をポータビリティの対象としています。

	● 推測された広告のトピック及び嗜好。 利用者が興味を持つ可能性があるとしてMetaが推測したトピックであり、当該利用者に表示される広告に反映されるものです。これらは、利用者が個々のトピックを確認し削除することができる製品内の専用画面においても提供されており、静的なエクスポートを超えたコントロールを提供していません。 ● サードパーティのウェブサイト及びアプリから受領したアクティビティ情報。 Meta製品外における利用者のアクティビティに関してMetaが受領する情報、及び関連する広告主の情報。 ● 利用者に関連付けられた追加の詳細情報であって、Metaが収集・保存しているもの（従前の回答において「データログ」として言及したもの）。 制約が及ぶ範囲及びその理由 （略） 国際的な状況 なお、主要な国際的データポータビリティの枠組みは、当該権利の対象を利用者から提供された情報に限定しており、例えば推測情報及び派生情報をポータビリティの範囲から除外しています。それにもかかわらず、Metaは、Export Your Information及び製品内のコントロールを通じて、生成情報についても相当程度の範囲を利用者が取得できるようにしています。
参考 URL	

設問	設問3-1 第三者のウェブサイト等による利用者への同意取得や通知、説明等について、第三者等に対する実施状況の確認 や改善指導、対応を行っているか。 設問3-2 第三者のウェブサイト等を経由した情報収集を行っている旨、自社のプライバシーポリシー等で説明しているか。（TikTok社のみ）
更問	同意取得や通知を行っていない場合、是正措置を要求したケースとして具体的にどのような場合があるか。（趣旨確認） また、是正頻度はどの程度か。
回答	Metaは、本設問が、必要とされる通知を行わず、又は必要とされる同意を取得していない第三者（Metaのビジネスツールを使用するアプリ開発者や事業者等）に対して、Metaがどのような是正措置を求めているかについて尋ねているものと理解しております。 Metaの開発者プラットフォームを通じてデータにアクセスする第三者、又はMetaのビジネスツールを実装する第三者は、Metaのプラットフォーム規約、開発者ポリシー及びビジネスツール規約に拘束されます。これらの規約は、当該第三者に対し、Metaのツールを実装し、又はMetaにデータを送信するに先立ち、法令上必要とされるすべての通知を行い、かつ、法令上必要とされるすべての同意（利用者の端末からの情報の送信に関するものを含みます）を取得することを求めています。当該通知及び同意に関する責任は、個人に対して表示されるインターフェースを管理する第三者が負うものです。 第三者がこれらの義務を履行していないことをMetaが把握した場合、Metaは、問題の重大性、継続期間及び是正可能性に応じて、段階的に厳格化する一連の是正措置を適用します。 （略）
参考URL	

設問	設問4-1 自社サービスにおける外部送信規律への対応状況
更問	ツール使用者が外部送信規律に容易に対応出来るような情報提供を行っているか（例：Google）。
回答	（略）Metaは、そのビジネスツール（Metaピクセル、コンバージョンAPI、Facebook SDK等）がMetaに対してどのような情報を送信するか、送信先となる事業者、及び利用目的について説明した、公開された開発者向けドキュメント及びビジネスヘルプセンターの資料を公表しています。また、Metaのビジネスツール規約は、自社のウェブサイト又はアプリにおいて当該ツールを実装する当事者である事業者に対し、法令上必要とされる通知を行い、かつ、その利用者から必要とされる同意を取得することを求めています。（略）
参考 URL	

設問	設問5-1 第三者や第三者のウェブサイト等を経由した情報収集・活用の状況（収集する情報、利用目的、収集場面） ①第三者から収集する情報の内容、利用目的、収集場面
更問	メールアドレス、電話番号という個人由来の情報と、クッキーやデバイスIDといったサービスや端末由来の情報の使用方法について、取扱いに違いはあるか。例えば、メールアドレス、電話番号は、提携するパートナー個社との間でのみマッチングさせているが、タグから収集した情報はパートナー企業横断的に使用している、など。
回答	（略）
参考 URL	

設問	設問5-1 第三者や第三者のウェブサイト等を経由した情報収集・活用の状況（収集する情報、利用目的、収集場面） ①第三者から収集する情報の内容、利用目的、収集場面
更問	利用者のアカウント保有、ログイン有無により外部送信ツールによる情報収集の違いがあるかを確認。（未記載のため）
回答	当該情報を登録アカウント保有者と照合することができる場合、当該情報は、プライバシーポリシーに沿って、広告の効果測定、最適化及びパーソナライズのために使用されることがあります。（略）
参考 URL	

設問	設問5-4 タグ・情報収集モジュール等の外部送信ツールに関するオプトアウト手段の提供状況
更問	ターゲティング広告のオプトアウトは、情報収集自体が停止されることにはならず、広告配信時に活用されないだけか。 （趣旨確認）
回答	（略） サードパーティの情報（他の事業者のウェブサイト及びアプリ上でのアクティビティ）。 設問2-5-1に対するMetaの回答に記載のとおり、利用者は、他のウェブサイト、アプリ又はオフラインでの自身のアクティビティに基づいてMetaがパーソナライズされた広告を表示することを認めるか否かを選択することができます。「認めない」を選択した場合、Metaは、当該情報を、その利用者に表示する広告のパーソナライズのために使用しません。（略）このコントロールは常時利用可能であり、かつアカウント単位で適用されるため、複数のデバイス及びブラウザにまたがって維持され、利用者がCookieを削除した場合にも影響を受けません。 アカウントと照合されない情報。 送信された情報を登録アカウント保有者と照合することができない場合、Metaは、当該情報をその者のプロフィールの作成のために使用しません。当該情報は、事業者に対する集計された効果測定レポートの提供や、サービスの安全性及び完全性の確保といった限定的な目的のために使用されます。 Meta自身のサービス上における広告。（略）利用者は、広告トピックのコントロールや特定の広告主からの広告の表示を減らすコントロールを含む機能を通じて、このパーソナライズを管理することができます。Metaは、サービス上のアクティビティを用いたパーソナライズを一括して無効化する単一の設定は提供しておりません。いずれの場合においても利用者には引き続き広告が表示され、これらのコントロールは当該広告の関連性の程度に影響を及ぼすものです。 念のため申し添えますと、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号。最終改正 令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）第51条第6項第四号イは、適用除外の要件として、「利用者の求めに応じて」、①「当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信」又は②「当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用」のいずれかを停止する措置（オプトアウト措置）が講じられていることを求めるものです。 （略）

参考 URL	

設問	設問6-1 AI技術を活用した利用者のプロファイリング、セグメント化状況 設問6-2 AI技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者利益の保護の観点から留意している事項
更問	AI活用により非センシティブ情報からセンシティブ情報が生成されていることはないか。そのような場合が生じた際に利用者情報への保護措置を講じているか。
回答	(略)
参考 URL	

設問	設問6-1 AI技術を活用した利用者のプロファイリング、セグメント化状況 設問6-2 AI技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者利益の保護の観点から留意している事項
更問	電子メール、メッセージングアプリ、メッセージ機能付きのSNSサービスに組み込まれているAIツールにおいて、メッセージの内容そのものをAIに読み込ませて処理させているか。また、通信の秘密に該当する情報を活用している場合、利用者の同意を含めてどのように対応しているか。
回答	(略)
参考 URL	

設問	設問6-3 AI技術による不適切なターゲティング広告の排除の状況・実績
更問	詐欺広告以外の排除例にはどのようなものがあるか。（趣旨確認）
回答	自動化技術によってエンフォースメントが行われるポリシーは、Metaのコミュニティ規定および広告基準の全体にわたります。これには、「詐欺、スキャンおよび欺瞞的行為」ならびに「容認できないビジネス慣行」に対する禁止規定に加え、健康・金融・価格に関する誤解を招く表示、薬物・武器・タバコなどの規制対象商品、禁止されている画像表現およびターゲティング、さらに危険な組織および個人、ヘイトスピーチ、児童の安全といった最も深刻な危害の領域が含まれます。
参考URL	

設問	設問6-4 AI関連システム及び対話型AIサービスにおける利用者情報の利活用状況（AIシステムで学習データとしての活用、対話型AIサービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、 今後の広告展開）
更問	自社が提供するAIシステムのトレーニングデータとして、AIサービス以外で収集されている利用者データ（第三者から提供されたものも含む）は活用しているか。活用している場合は、プライバシーポリシー等で説明しているか。（趣旨確認）
回答	AI at Metaとのやり取りに加えて、Metaは、利用者がMeta製品上で作成、共有、「いいね!」、投稿またはコメントした公開コンテンツ、インターネット上で利用可能な情報、およびコンテンツを提供する第三者からの情報を使用しています。 Metaは、この点をMetaプライバシーポリシーの「お客様の情報を処理する理由と方法」－「AI at Metaの開発および改善」において、以下のとおり説明しています。 <u>「お客様の情報を処理する理由と方法」:</u> <u>Meta製品および第三者のためのAI at Metaの開発および改善。</u> <u>使用する情報カテゴリー（各情報カテゴリーの詳細は「収集する情報」をご参照ください）。実際に使用する情報はお客様の具体的な状況に応じて異なりますが、以下のいずれかが含まれる可能性があります:</u> <u>お客様の活動および提供いただいた情報:</u> • <u>お客様または他の利用者がMeta製品上で作成または共有した公開コンテンツ（投稿、コメント、音声など）</u> • <u>AI at Metaとのやり取りおよび関連メタデータ。例えば、お客様または他の利用者がAI at Metaとやり取りするコンテンツやメッセージなどの情報。</u> <u>パートナー、ベンダーおよび第三者からの情報</u>

	さらにMetaは、Metaプライバシーポリシーからリンクされているプライバシーセンターの記事において、「Metaはトレーニング情報をどこから取得しているのか」という見出しの下で、以下のとおり説明しています。 効果的なモデルを教育するには非常に大量のデータを必要とするため、以下を含む複数のソースを組み合わせてトレーニングに使用しています： ● インターネット上で利用可能な情報 ● コンテンツを提供する第三者からの情報（当社が提供する無料のモデルを使用して外部の開発者が構築した製品およびサービスからの情報を含む） ● Meta製品上で共有された情報（投稿や写真とそのキャプション、およびAI at Metaの一部である機能とのやり取りを含む）
参考URL	https://www.facebook.com/privacy/genai?entry_point=POLICY_SUBSECTION%3A19.1-TheCategoriesOfInformation https://mbasic.facebook.com/privacy/policy/printable/version/25862970456621906/?entry_point=POLICY_SUBSECTION%3A19.1-TheCategoriesOfInformation#1-WhatInformationDoWe https://mbasic.facebook.com/privacy/policy/printable/version/25862970456621906/?entry_point=POLICY_SUBSECTION%3A19.1-TheCategoriesOfInformation#1.subpage.1-YourActivityAndInformation https://mbasic.facebook.com/privacy/policy/printable/version/25862970456621906/?entry_point=POLICY_SUBSECTION%3A19.1-TheCategoriesOfInformation#3.subpage.3-PublicContentWhatContent https://www.facebook.com/privacy/genai

設問	設問6-4 AI関連システム及び対話型AIサービスにおける利用者情報の利活用状況（AIシステムで学習データとしての活用、対話型AIサービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、 今後の広告展開）
更問	トレーニングデータとして利用者情報を活用している場合、オプトアウトは可能か。
回答	前述のとおり、Metaは、AI at Metaの開発および改善のために公開コンテンツおよびやり取りに関するデータを使用しています。 やり取りに関するデータ： 利用者がMeta AIとの会話履歴を削除した場合、当該会話はMetaのシステムから削除され、それ以降、AI at Metaの開発および改善のために使用されることはありません。 公開コンテンツ： 利用者が特定のコンテンツを削除した場合、または公開範囲の設定を公開から非公開に変更した場合も、Metaはそれ以降、当該コンテンツをAI at Metaの開発および改善のために使用しません。
参考URL	

設問	設問6-4 AI関連システム及び対話型AIサービスにおける利用者情報の利活用状況（AIシステムで学習データとしての活用、対話型AIサービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、 今後の広告展開）
更問	対話型AIにおけるやり取り内容について、広告配信での利用を拒否（オプトアウト）できるのか。
回答	パーソナライゼーションは、常にMetaの取り組みの中核にあります。Meta AIは任意の（利用者の選択による）サービスであり、利用者が自身のやり取りをパーソナライゼーションに使用されることを望まない場合は、Meta AIを使用しないという選択をすることができます。 Metaプライバシーポリシーは、Metaが利用者の情報（Metaのプラットフォーム上での利用者の活動を含みます）を、Facebookフィード、Instagramフィード、ストーリーズ、広告などの機能、コンテンツおよびレコメンデーションのパーソナライズのために使用することを、従来から一貫して利用者に明確に説明しています。
参考URL	

設問	設問6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	利用者側による対策（オプトアウトツール、デバイス・ブラウザ設定など）が出来ないトラッキング技術としてどのようなツールを使用しているか。 （事務局補足） アドバンスドマッチングやメールアドレスによるマッチング、フィンガープリンティングなどによる利用者プロファイリングは、現時点では利用者側で情報遮断やオプトアウトの対策が取れないが、このような技術（例示した以外の技術を含む）を活用して利用者情報を収集しているか。使用している具体的な手法、技術をご提示いただきたい。
回答	Metaは、本設問が、オプトアウトツールの対象とならない、利用者のトラッキングまたはプロファイリングに用いられる手法について尋ねているものと理解しております。 （略）
参考 URL	

設問	設問6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	クッキーの代替技術を使用する際に、利用者情報の不適切な取扱いに繋がらないよう留意している点は何か。
回答	Metaの主要な保護措置は、Metaが受け取る情報の自らによる取扱いおよび利用に対して適用しているものです。 ● 利用目的の制限。 これらの技術を通じて受け取る情報は、プライバシーポリシーに定める目的のためにのみ使用されます。当該情報を登録利用者と関連付けることができない場合について、プライバシーポリシーは、適用される法的根拠および具体的な目的を明示しています。 ● (略) ● 事業者課される義務。 上記に加えて、Metaのビジネスツールを使用する事業者は、送信する情報について適法な根拠を有し、自らに求められる通知を行い、または同意を取得することを義務付ける規約に同意しなければなりません。Metaは、ビジネスツールを使用する第三者に対する評価プログラムを運用しており、その詳細は設問1-4の更問に対するMetaの回答に記載しています。
参考URL	

設問	設問6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	2026年2月に外部サイト用の「いいね！」ボタンの終了に伴い、利用者情報の収集に与える影響はあるか。
回答	今回の提供終了により、収集手段の一つがなくなりますが、設問5-4の更問に対するMetaの回答および設問6-5の最初の更問に対するMetaの回答に記載した全体的な状況が実質的に変わるものではありません。 (略)
参考 URL	

設問	設問7-1 日本におけるプライバシー保護・法令遵守を確保するための体制整備、人材育成の状況
更問	日本国内のプライバシー関連の方策実施に当たって日本国内の専門家の判断が尊重されるのか。（趣旨確認）
回答	日本市場に関するプライバシー関連の方策を実施するに当たっては、日本法に関する専門家の助言および意見が尊重されます。これには、日本国内に所在する専門家および日本国外に所在する専門家の双方が含まれます。
参考 URL	